

訪問看護に係る届出について

介護保険法に基づく指定を受けた指定訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業者については、医療保険の指定訪問看護事業者の指定を受けたものとみなされます。ただし、加算等を算定する場合については、医療保険に関するものは京都社会保険事務局に、介護保険に関するものは京都府に別途、届出を行っていただく必要がありますので、十分ご注意ください。

【平成19年4月27日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡より抜粋】

指定訪問看護事業者の皆様へ

介護保険法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定又は同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けた方(いずれの場合も、訪問看護事業を行う者に限ります。)については、健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定を受けたものとみなされます。

ただし、医療保険の訪問看護療養費又は老人訪問看護療養費について、次の加算等を算定する場合については、別途、地方社会保険事務局への届出が必要になります。(都道府県に対する介護保険に関する諸届出とは別に届出が必要ですので、十分ご注意ください。)

1. 訪問看護基本療養費(Ⅱ)に関する届出

- 1) 届出先 地方社会保険事務局
- 2) 届出様式 (様式1) (老人)訪問看護療養費(Ⅱ)に係る届出書

2. 24時間連絡体制加算に関する届出

- 1) 届出先 地方社会保険事務局
- 2) 届出様式 (様式2) 24時間連絡体制加算・重症者管理加算に係る届出書

3. 重症者管理加算に関する届出

- 1) 届出先 地方社会保険事務局
- 2) 届出様式 (様式2) 24時間連絡体制加算・重症者管理加算に係る届出書

その他、届出事項に変更があった場合、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者の指定を受けない場合、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者の指定のみを受ける場合等についても、地方社会保険事務局あてに届出を行っていただくようお願いいたします。

(詳しくは、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続の取扱いについて」(平成14年3月8日付保医発第0308009号厚生労働省保険局医療課長通知)を御覧ください。)

〔問い合わせ先および書類の届出先〕

〒600-8389

京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮町2 日本生命四条大宮ビル3階
京都社会保険事務局保険課医療係 電話：075-813-7031

担 当	介護保険事業室	
連絡先	TEL	075-414-4672
	FAX	075-414-4572